

マルセイユ弁護士会訪問記

互助会運営委員会

2014年8月に実施された二弁互助会旅行では、同月26日にマルセイユ弁護士会を訪問しました。マルセイユ弁護士会は、シャルル・リコリエ会長がバカンスの予定を変更して、多くの会員とともに交流会に参加されました。

予定を大幅に超過する3時間に及ぶ交流会で、マルセイユ弁護士会から与えられた情報は、我が国の弁護士会にも大きな示唆を与えるものです。ここにその一部をご紹介します(本稿は、互助会の阿部克臣委員が作成したメモを、交流会で通訳を務めた金塚彩乃委員が監修し、小原健委員が要約したものです)。

1 マルセイユ弁護士会

マルセイユ弁護士会は、フランスで4番目に大きい弁護士会です。パリの2万7000人以下、リヨン、パリ郊外、マルセイユの順です。

近年、我が国の弁護士も、法廷業務だけでなく、コンサルタントとしての業務が重要になってきています。ただ、弁護士会には、古い歴史があります。

弁護士に関する様々な業務改革は、1970年代から始まりました。71年には、フランスの弁護士法の大改正が行われ、91年の法律でconseil juridique*¹が弁護士に統合されました。

フランスには、現在、161の弁護士会がありますが、マルセイユ弁護士会の会員数は、2930人で、そのうち930人が男性、それ以外は女性です。女性の影響力が重要になってきています。

マルセイユでは、弁護士の数が増えています。2005年の会員数は1917人、現在は2930人なので年6%以上の増加です。若手が多く登録しており、平均年齢は40歳です。弁護士会は、

非常にダイナミックに機能しています。

マルセイユ弁護士会は、理事会によって運営されています。理事会には、24人の理事がいます(ちなみに、パリ弁護士会の理事は42人です)。理事は選挙で選ばれ、任期は3年です。退職した弁護士も、投票に参加するのが伝統です。

理事会の運営については、弁護士会の会規があります。会規は、全国弁護士会評議会(CNB)の規定に基づいています。CNBは、日弁連のようなものでしょうか。ただ、弁護士ではなく、各弁護士会により選出された代表者により構成されています。

弁護士会には、組合があります。組合には、地方レベルのものと全国レベルのものがあります。マルセイユには、主な組合が3つあります。若手弁護士(40歳以下)の組合と、企業法務専門弁護士の組合、その他の弁護士の組合です。

2 弁護士会の役割と弁護士の職務

弁護士会は、新規登録弁護士に弁護士会の諸規則を教え、弁護士という職業について教授し、新しい弁護士活動を紹介します。弁護士会は、諸規則を定め、メンバーをチェックして懲戒したり、法人の管理監督などの役割をします。

弁護士会の会費は、会員が支払い、弁護士会活動に使われます。弁護士会費は収入比例です。弁護士会は、弁護士の会計調査をすることができます。

カルパという組織が、弁護士会の会計口座を管理します。

理事会は、月1回行われます。マルセイユ弁

*1 取扱い業務は司法書士に近く、特段資格は要請されておらず、会社法務や税務を担当していた。

弁護士会の収入は、年400万ユーロで、支出の主なものは、21人の職員の給料です。

弁護士会会長は、決定機関です。予算の決定権を持ち、したがって予算をどうあてがうかも決めます。任期は2年です。

様々な事業が会員から会長に提案され、会長が決定します。弁護士会は、理事会にテーマを提案し、理事会で議論します。弁護士会は、弁護士の研修も企画し、実施しています。講師には、弁護士会以外の外部の人に来てもらうこともあります。

弁護士会は、会員に対し、新しい法令ができた場合などは、すぐに知らせます。サイトで広く情報提供もしています。

さらに、弁護士会は、委員会活動を行っており、会員は興味があればどのような委員会にも参加でき、学ぶことができます。

3 カルパ

(1) 預り金の管理

弁護士会の運営にはお金が必要です。弁護士会にはカルパという仕組みがあり、弁護士会のお金の管理をしています。弁護士会会長がカルパの長を兼務し、権限を持っています。カルパには、23人の職員がいます。

昔は、弁護士が第三者から受けとったお金をコントロールする機関がありませんでした。そのために、横領などいろいろな問題が生まれました。そこで、こういうお金を1つの弁護士会口座にまとめたらどうだろうかという発想から、カルパが生まれました。現在、カルパは法的に認められた機関であり、預かった資金を管理しています。今や、横領のような問題は全くありません。

カルパには、ただ1つの口座があり、そこで資金を管理します。2930人分の預り金を、この口座で預かります。さらに、その口座の下にぶら下がっているサブ口座のようなものも使います。

弁護士は、100ユーロ以上のお金は、自分では管理してはならず、カルパに預けなければなりません。例えば、弁護士が損害賠償金の

支払を受けたら、カルパに預けなくてはなりません。従わなければ、除名処分を含む処分を受けることがあります。

カルパは、どこからお金がきて、どこへいくかという、お金の入口と出口を明らかにします。

フランスにもマネーロンダリング（マネロン）を規制する法律はありますが、カルパは、これまで一度も当局に報告したことはありません。カルパは、預り金を十分コントロールしているので、当局の信頼があるからです。

カルパは、怪しげな弁護士がいる場合は、小切手帳を取り上げることもできます。

フランスの161の弁護士会に、134のカルパがあります。全国にカルパ評議会のようなものもあります。小さな弁護士会では、いくつかの弁護士会と一緒にカルパを運営しています。

一方で、それぞれの弁護士が資金について責任を持つというのも原則です。

企業秘密も絡んできます。

例えば、弁護士が会長に、あるプロジェクトがあって、この予算が必要だと提案するとします。会長が認めれば、プロジェクトにお金が回されます。しかし、例えば、フェラーリを買うために300万ユーロが必要と提案しても、会長は認めないでしょう。2か月後に東京の弁護士会に出張するなどといった弁護士会に必要な仕事であれば、認められるでしょう。

マルセイユ港は、船の売買が盛んです。港湾関係のスペシャリストの弁護士も、マルセイユにたくさんいます。石油の輸送船売買もあります。船の売買で動く大きなお金を、カルパが管理します。

クライアントのために船を買いたいということもあるでしょうが、例えばコロンビアから資金がきたときはどうでしょうか。さすがに、この場合は問題となり得ます。カルパは、お金の流れをコントロールし、その結果、マネロンができないようにしています。

会員が、お金に不正があると疑ったら、弁護士会会長に直接言います。マネロン規制の中で、会長には特別の権限があるのです。

弁護士会が、弁護士のお金について不正だといって声明を出すことはできません。弁護士会は、税務署の職員ではないので、税務署に報告したりはしません。弁護士の守秘義務は絶対だからです。

(2) 預り金の運用

カルパは、お金を預り金として共通の場所に集中させ、運用し、収益を上げています。弁護士会の建物も、その収益で手に入れているのです。選ばれた9人の代表が、専門家と相談しながらどのように資金を運用するかを決定し、長期、短期など、いろいろな視点で行っています。実に、年400万ユーロというお金を運用しているのです。

預り金を運用するにあたって、個々のクライアントの同意は不要です。この点は、立法で解決済みです。カルパは、公共サービスに貢献するという点に主眼がありますから、クライアントがこの点で何か文句を言うことはできません。カルパは、公的な役割を果たしているのです。

カルパは、国選弁護人のお金も、一旦預かっています。

さらに、カルパは、会員に問題がおきた時に貸付もしますし、年金などにより財政援助もします。

弁護士会費は、収入比例で、年間平均額は弁護士1人あたり2000ユーロです。また、預り金の総額は、3億ユーロ（445億円）です。運用益のおかげで、例えば、女性会員が出産したら会費を免除するなどの施策を取ることができます。

資金の一部は、ウクライナ国債でも運用しています。これはIMFも絡むものですが、利益をあげています。カルパの今年の運用収益は、54万7000ユーロです。

マルセイユ弁護士会のカルパの運用は、非常にうまくいっています。

それぞれのカルパは独立していますが、フランス全土の統括カルパにより、監督されています。

リスクの高いものでは運用せず、元金保証で運用します。

カルパの課題ですか。そうですね、問題といたったものは、今のところはないですね。全てうまくいっています。しかし、問題が生じている地方もあります。問題が生じたら、全国のカルパが連帯して助ける仕組みです。

過去には、会長が預り金とともに蒸発したケースもありました。今では、そんなことのないように厳しくコントロールしています。例えば、3万8000ユーロの小切手を切るときは、会長のサインが必要です。そのおかげで、ここ数年、問題は生じていません。

また、会長自身も保険に入っています。保険は、各弁護士会も入っています。この保険料は、カルパから出します。

(3) 他国の動き

フランスと似たような文化を持つ国では、カルパを採用しようという動きがあります。例えば、アフリカ圏やアルメニア弁護士会が、検討中です。

また、イスラエルの弁護士会も、来年中の導入を検討しています。

北米では、ケベック弁護士会（会員数約1万5000人）も、カルパのシステムの導入を検討中です。

4 弁護士会の活動

(1) 法律援助制度

フランスでは、各弁護士会が、それぞれに特徴を持っています。

例えば、マルセイユ弁護士会は、家族法の問題が多いのです。

無償の法律相談もあります。弁護士へは、国から報酬が支払われます。相談料は、1回183ユーロが上限です。直接受任は禁止で、あらゆる分野での相談があります。例えば、労働法、不動産賃貸借法、家族法などです。

全面扶助は、930ユーロ（12万7000円）まで、一部扶助は925ユーロ～1393ユーロ（19万円）までです。一部は、弁護士と直接契約しますが、これには弁護士会会長の同意が必要です。

法律援助制度では、被援助者が、どの弁護士を使うか決めることができます。決めない

場合は、刑事事件の国選弁護人のように、リストから弁護士会が選任します。

弁護士費用は後払いです。弁護士費用の基準は、14年間見直されておらず、低廉です。例えば、予審判事の下に出頭する際に、付添いする場合の弁護士費用はわずか9000円です。通常犯罪の場合は、1件183ユーロ（3万円弱）。どんなに大変な事件でも、これを超えて弁護士費用を請求できません。

法律援助制度は、家事事件、刑事事件の分野でよく使われています。マルセイユでは、家事事件の半分が法律援助制度を利用しています。

フランスの場合、国選弁護士は1名だけです。

ちなみに、死刑について、フランスでは現在死刑はありませんが、以前はあり、ギロチンで死刑を執行していました。二弁は、死刑廃止の声明を出したそうですが、マルセイユ弁護士会もこれに連帯の意思を表明します。

(2) 家族の権利委員会

マルセイユ弁護士会には、17個の委員会がありますが、そのうち家族の権利委員会は、カップルの権利を守り、彼らとの連携を図るのが目的です。

シャンタル・フォチュネ氏は、家族の権利委員会のリーダーです。

家族の権利委員会には、特に女性弁護士が多いです。

(3) 弁護士報酬

マルセイユ弁護士会では、弁護士報酬が低いという問題があります。

1971年12月31日の法律10条により、弁護士とクライアントとの間での弁護士報酬は自由化されました。弁護士とクライアントとの合意により、クライアントの資力等に応じて、弁護士報酬が自由に決められるようになったのです。

ただ、フランスでは、完全な成功報酬制は禁止されています。

離婚事件の報酬は、パッケージ制とタイムチャージがあり、どちらを取るかは弁護士によります。

報酬契約は、弁護士にとってもクライアントにとっても重要です。

弁護士報酬について争いが生じた場合は、

解決するための特別な手続があります。紛議調停といったもので、弁護士会会長に申立てます。不満があるクライアントと弁護士の双方が申立てられます。

報酬に関する問題は、報酬委員会が取扱います。申立てがされたら、会長が証明書を発行します。手続は対審構造で、申立てから4か月以内に結論が出ます。結論を出すのが困難な場合は、さらに4か月延長されます。不服申立ては、高裁の第一裁判長に行います。不服申立て期間は1か月で、決定は執行力を持ちます。

2013年は540件の申立てがあり、389件の決定がありました。

離婚事件での報酬契約の作成は法律上の義務ですが、それ以外の事件では義務ではありません。マルセイユ弁護士会の会長は、刑事事件専門の弁護士ですが、実のところ、これまで一度も被疑者、被告人と報酬契約を結んだことはありません。

(4) 会社法に関する委員会

マルセイユ弁護士会は、昨年、商工会議所と協定を締結しました。

会社法に関する委員会では、企業の発展、様々な分野への進出、公認会計士との共働などを考えています。

この委員会は、若い企業家に、法律上および税務上のアドバイスを適宜行っています。

また、弁護士会から指名された弁護士が、様々な活動を行っています。例えば、契約・訴訟対応について、企業と会合の場を持ったりしています。

さらに、企業や経営者とのミーティングの場を設けたりもしています。これに会員が参加し、必要な情報を提供するとともに、会員にできるだけ多くの企業家と知り合って話をする機会を提供します。親しい関係で情報交換できるような場を設けるわけです。企業の社長に、相談相手として弁護士がいることを知ってもらおうのです。

(5) 弁護士倫理と弁護士倫理委員会

弁護士倫理は、弁護士にとって一番重要です。弁護士の一番の基礎です。

弁護士倫理委員会は、9人の委員で構成され

ています。

フランスでは、2005年までは、各弁護士会ごとに規則が定められていました。ただ、その場合、弁護士会ごとに内容に違いがあり、異なる弁護士会に所属する者同士の紛争が生まれました。そこで、統一会則が作られ、フランス全土の弁護士倫理が統一されました。

統一会則では、弁護士の根本的な倫理が定められています。例えば、尊厳、自治、独立、ヒューマニズムなどの規定が定められています。他にも、色々な価値観について定められています。あまりお金にしがみつかないなどといったことや、弁護士同士誠実に職務を行うこと、あるいはやりすぎないことなども定めています。

守秘義務や広告規制、弁護士と裁判所、弁護士とクライアントの関係などについても定められています。

問題があった場合は、会長に報告され、懲戒手続が発動されます。毎年約1000件の懲戒申立てがあります。

(6) 刑事弁護委員会

マルセイユは、犯罪率が高いので、刑事事件の比重は大きいです。

大事件は、マルセイユ専属裁判所で行います。この裁判所は、広い区域を管轄しています。

マルセイユ弁護士会では、刑事弁護の質をいかに上げるかということに苦心しています。裁判所の協力も得ながら、刑事弁護に関する弁護士の研修を行っています。

1983年から、マルセイユ弁護士会でも当番弁護士制度が始まりました。この制度は、365日、当番弁護士を派遣するものです。

弁護士会でリストを作り、弁護士はこれに登録され、その中から当番弁護士が派遣されます。少年事件のリストや、外国人事件のリストなどがあります。

リストに登録されるためには、年6時間の研修を受けることが義務付けられています。また、登録前も、事前研修を受けなければなりません。リストは、毎年更新されます。 ■

秘書サービス付きスモールオフィス

月々7万円台から。



会議室



会議室

全館完全
LED化!

さらに経費削減!



受付

無料で使える、
充実の施設と
サービス


会議室・応接室


複合機(有料)


無線LAN


電話代行


受付サービス


宅配取次


リラックスルーム

内見のお申し込み、お問い合わせは下記までお気軽にどうぞ。

池袋レンタルオフィス
池袋ホワイトハウスビル
〒170-0013 豊島区東池袋 1-20-2

Tel. 03-3982-6166

池袋駅東口
徒歩3分

初台(渋谷)レンタルオフィス
初台センタービル
〒151-0061 渋谷区初台 1-51-1

Tel. 03-5350-2811

初台駅
徒歩1分

<http://www.adachiweb.com/>